

骨髓検査技師認定制度

I 骨髓検査技師認定制度規則

(目的)

第1条 本制度は骨髓検査等の血液形態検査における専門知識および高度な判定能力を有する技術者を育成することを目的とする。これにより、血液形態検査の水準の向上とその標準化を普及させ、全国の血液診療の質向上に寄与する。

(骨髓検査技師認定制度審議会)

第2条 骨髓検査技師の認定作業を円滑公平に実施するため骨髓検査技師認定制度審議会（以下審議会と略す）を設置する。

第3条 審議会の組織、運営については別に定める。

(骨髓検査技師認定制度指定カリキュラム)

第4条 審議会は骨髓検査技師養成のために骨髓検査技師認定制度指定カリキュラム（以下指定カリキュラムと略す）を定める。

(骨髓検査技師認定制度指定施設)

第5条 骨髓検査技師養成のために適当と認めた施設を、骨髓検査技師認定制度指定施設として認定する。

第6条 骨髓検査技師認定制度指定施設は、下記の条件のいずれかを満たすものとする。

1. 日本血液学会認定血液専門医の勤務する施設
2. 骨髓検査技師の勤務する施設
3. 日本臨床検査医学会認定検査専門医の勤務する施設

第7条 指定施設の認定については次の各項を満たすものとする。

1. 指定施設の認定は、骨髓検査技師認定制度審議会（指定施設認定委員会）において行う。
2. 指定施設の認定を申請する当該検査部門の長は、次の各項に定める申請書を指定施設認定委員会に提出するものとする。
 - 1) 指定施設認定申請書
 - 2) 臨床検査実務および教育施設内容説明書

第8条 指定施設認定委員会は、毎年1回申請書類によって審査し、指定施設の審査を行う。

第9条 審議会は認定した施設に対して、「骨髓検査技師認定制度 指定施設認定証」を交付する。指定施設は5年毎に更新する。具体的な指定施設の更新認定の手続き等は施行細則に定める。

第10条 指定施設は次の場合に認定が解除される。

1. 第6条に該当しなくなったとき
2. 指定施設の認定を辞退したとき

(骨髓検査技師認定試験受験申請の資格と手続き)

第11条 骨髓検査技師認定試験受験の申請にあたって次の各項のすべてを備えていなければならない。

1. 認定血液検査技師の資格を取得してから一度更新した者。
2. 原則として申請時において5年以上の骨髄検査の実務経験を有していること。但し、必要に応じて別に定める代替え措置をとる。
3. 症例提出書（20症例）の提出。症例20例の報告書が提出できない場合は、学術集会でのケースカンファレンス、冬季セミナー、指定施設の症例より報告書を作成する。
4. 学術論文、学会発表等の業績、学会、研修会参加による骨髄検査技師申請の資格審査基準の必要な単位を取得していること。
5. 申請時には直前申請年度分を含む最近の5年間に、日本検査血液学会学術集会または、日本検査血液学会が主催する冬期セミナーに1回以上参加していること。

第12条 骨髄検査技師認定試験受験の申請には、必要書類を事務局に送付し、所定の受験申請料を納付しなければならない。

1. 審議会は年1回申請書類により申請者の資格審査を行う。

（試験）

第13条 審議会は、資格審査要件を満たす申請者に対して試験を行う。

1. 審議会は試験結果について骨髄検査技師としての適否を審査する。

（登録）

第14条 審議会は適格者を骨髄検査技師として「骨髄検査技師登録原簿」に登録する。

1. 登録は骨髄検査技師登録料を納付した者に対してこれを行う。
2. 骨髄検査技師資格は登録後発効する。
3. 登録者には「骨髄検査技師認定制度審議会骨髄検査技師認定証」を交付し、その旨を日本検査血液学会誌に公表する。
4. 認定証の有効期間は発行日から5年とする。

（登録更新）

第15条 この制度は更新制とする。登録の更新を希望する者は5年ごとに骨髄検査技師登録の更新申請をしなければならない。

第16条 更新申請をする者は5年間に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。

第17条 更新時には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

（認定の取り消し）

第18条 骨髄検査技師は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

1. 臨床検査技師の資格を喪失したとき
2. 骨髄検査技師登録の更新をしなかったとき
3. 日本検査血液学会を退会したとき
4. 骨髄検査技師としてふさわしくない行為があったとき

第19条 前条第4項の判定は、審議会在審議に基づき、これを行う。

（雑則）

第20条 この規則の改廃は審議会の承認を受けなければならない。

第21条 この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

(付則)

第22条 この規則は平成24年12月14日から施行する。

この規則は平成28年9月1日から施行する。

II 骨髄検査技師認定制度施行細則

第1条 骨髄検査技師認定制度規則（以下規則と略す）の施行にあたり、規則に定める以外の事項については、骨髄検査技師認定制度施行細則（以下細則と略す）および同審議会内規の規定によるものとする。

(骨髄検査技師認定制度指定施設の基準)

第2条 指定施設は、規則第7条に定める以外に次のいずれかに該当していなければならない。

1. 原則として日本血液学会専門医または骨髄検査技師が勤務していること
2. 外国における施設については審議会が適当と認めた施設

(指定施設の認定および認定更新)

第3条 指定施設の認定および認定更新については、審議会の審議に基づいて当該施設に委嘱し、施設の同意が得られたのち認定証を交付する。

(骨髄検査技師認定試験受験申請の資格審査基準)

第4条 規則第11条に定める骨髄検査技師認定試験受験申請の資格審査基準として、別表Iにより5年間で50単位以上（40単位以上は検査血液学関連に関するもの）を取得していなければならない。

別表I 細則第4条の骨髄検査技師認定試験受験申請の資格審査基準単位

原著論文・学会発表	筆頭・演者 (単位)	共著・共同 (単位)
原著論文※	20	10
その他論文※	10	5
学会発表（抄録記載のあるもの）	10	5
学会・研修会・教育	全国（単位）	地方（単位）
学会および研修会等参加	10	5
学会主催の教育活動等（検査血液学関連の委員など）	10	5
臨床検査技師養成施設での教育（検査血液学関連の教科）		5

※ 論文、研修会の内容は検査血液学関連に限る。

※論文は医学中央雑誌、INDEX MEDICUS、MEDLINEに掲載されたもの。

(骨髄検査技師認定試験受験申請の手続き)

第5条 骨髄検査技師認定試験受験の申請には、受験申請料を添えて、所定の期日までに次の各項の書類を協議会事務局に提出しなければならない。

1. 骨髓検査技師認定試験受験申請書
2. 20症例の骨髓検査症例提出書および骨髓検査所見
3. 骨髓検査技師認定試験受験申請用業績目録等

(試験)

第6条 骨髓検査技師認定試験は筆記、実技試験とする。認定試験不合格の場合も申請書類は3年間有効とする。

(登録更新)

第7条 5年ごとの登録更新は有効期間の最終の年に行うこととする。更新時には所定の試験を行う。

第8条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 別表Ⅱにより加算して40単位以上あるものとする。過去5年間に日本検査血液学会学術集会（地方会は含まない）または、日本検査血液学会が主催する冬季セミナーに更新までの5年間に2回以上参加していること。参加は単位数として換算できる。
2. 不慮の事故や海外出張などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できないと認められる時、本人の申告により、資格審査委員会で審議のうえ申請期間を延長できる。
3. 更新時には、日本検査血液学会の会員であることを必要とする。

別表Ⅱ

細則第8条骨髓検査技師の更新申請に関する資格審査基準単位

原著論文・学会発表	筆頭・演者 (単位)	共著・共同 (単位)
原著論文	10	5
その他論文	8	3
学会発表（抄録記載のあるもの）	5	3
学会参加（検査血液学関係）	全国（単位）	地方（単位）
日本検査血液学会	15	8
日本検査血液学会冬季セミナー	10	
日本検査血液学会社員総会講演	10	
日本血液学会	8	8
日本血栓止血学会	8	
日本小児血液・がん学会	8	
国際血液学会（ISH）	8	
米国血液学会（ASH）	8	
国際検査血液学会（ISLH）	10	
国際血栓止血学会（ISTH）	8	
学会参加（検査血液学以外）	全国（単位）	地方（単位）
日本医学検査学会	8	5
日本臨床検査医学会	8	5

日本臨床検査自動化学会	8
日本サイトメトリー学会	8
その他の医学関連学会総会※	5
研修会・教育	
講習会、研修会等参加※※	5
学会主催の教育活動等（検査血液学関連の委員など）	5
臨床検査技師養成施設での教育（検査血液学関連の教科）	5

※ 日本医学会分科会のうち検査血液学に関連のある学会、その他は審議会において審査する。

※※ 4団体（日本検査血液学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院）もしくは日本医学会分科会が主催または共催したもの。その他は審議会において審査する。

第9条 登録更新を申請する者は登録更新料を納入しなければならない。

第10条 登録更新には、登録更新申請書、更新用実績報告書、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

（雑則）

第11条 この細則の改廃は審議会の議決を経なければならない。

（付則）

第12条 この細則は平成24年12月14日より施行する。

この細則は平成28年9月1日より施行する。

この細則は平成29年4月15日より施行する。

Ⅲ 骨髓検査技師認定制度審議会内規

（目的）

第1条 この内規は、骨髓検査技師認定制度規則第3条の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

（役割）

第2条 規則第2条の規定により、審議会は骨髓検査技師認定制度に関する必要事項を協議する。

審議会は骨髓検査技師の認定作業を円滑公平に実施する。

（組織）

第3条 審議会の組織は次のとおりとする。

1. 審議会は会長、副会長および委員若干名をもって組織する。

2. 会長は日本検査血液学会理事長が委嘱し、副会長、委員は審議会会長が委嘱する。

第4条 審議会の会長、副会長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 審議会の会長は会務を総括し、審議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(委員会の設置)

第 6 条 審議会は専門事項を調査協議するために、次の委員会を置く。各委員会の委員長は審議会の委員の中から審議会の会長が委嘱する。

1. 試験あり方委員会
2. カリキュラム委員会
3. 受験・更新資格審査委員会
4. 試験委員会
5. 指定施設認定委員会

委員会の運営については別に定める。

(議事運営)

第 7 条 審議会の議事運営は次の各項により行う。

1. 会長が召集し、その議長となる。
2. 審議会は年 1 回以上開かなければならない。
3. 審議会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
4. 審議会の議事は出席者の過半数の同意により議決する。

第 8 条 審議会の会長は議事録を作成し、これを保管する。議事録は原則として公開しない。

(報告)

第 9 条 審議会会長は審議会の審議結果を速やかに日本検査血液学会理事会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 10 条 審議会の委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た内容を他に洩らしてはならない。

(事務局)

第 11 条 審議会の事務は事務局が行う。事務局は日本検査血液学会事務局内に置く。

(改廃)

第 12 条 この内規の改廃には、審議会委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は審議会が定める。

(付則)

この内規は平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

この内規は平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

IV 骨髄検査技師認定制度委員会内規

(目的)

第 1 条 この内規は、骨髄検査技師認定制度審議会内規第 6 条に規定する、試験あり方委員会、カリキュラム委員会、受験・更新資格審査委員会、試験委員会、指定施設認定委員会の運営に関して必要な事項を定める。新たに設置する委員会においてもこの内規を適用する。

(役割)

- 第 2 条 試験あり方委員会は、骨髄検査技師のあるべき姿を検討し、一般および専門分野の教育目標を定める。
- 第 3 条 カリキュラム委員会は、審議会が定める教育目標に基づいて、指定カリキュラムを作成する。
- 第 4 条 受験・更新資格審査委員会は、審議会が定める規定に基づいて、受験者の資格を審査する。
- 第 5 条 試験委員会は、審議会が示す内容に基づいて認定試験を行う。
- 第 6 条 指定施設認定委員会は、審議会が定める基準により、指定施設の認定を行う。
- 第 7 条 その他、審議会会長が諮問する事項を検討する。

(委員長および委員)

第 8 条 委員長および委員は審議会会長が委嘱する。委員長および委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(議事運営)

- 第 9 条 委員会の運営は、次の各項による。
1. 委員長が召集し、その議長となる。
 2. 委員会は年 1 回以上開かなければならない。
 3. 委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
 4. 委員会の議事は出席者の過半数の同意により議決する。
- 第 10 条 委員長は議事録を作成し、これを保管する。議事録は原則として公開しない。

(答申)

第 11 条 委員会の委員長は、委員会の審議結果を速やかに審議会会長に答申する。

(守秘義務)

第 12 条 委員長および委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(改廃)

第 13 条 この内規の改廃には、審議会委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(雑則)

第 14 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は審議会が定める。

(付則)

第 15 条 この内規は平成 24 年 12 月 14 日から施行する。